

免許制度に関する基礎資料

- 第一回

免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議

平成30年1月15日(月)

文部科学省教職員課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

我が国の教員免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科に関する科目
教職に関する科目 〕

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要**)。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**)。

免許外教科担任の許可に関する文部科学省のこれまでの対応

○文書による通知等

①平成6年9月29日付け文教教145号「行政手続法の施行及びこれに伴う教育職員免許法の一部改正について(通知)」

免許外教科担任の許可については、教育職員免許法施行規則附則第13項の規定により申請書に記載することとされている事項（免許外教科担任の事由、免許外教科担任を行う教諭の履歴、当該学校の学級編成及び免許教科別教員数等）を十分に考慮するとともに、いわゆる教員の持ち時間数の調整のために免許外教科担任が行われることのないよう、各都道府県教育委員会において、具体的な基準を定めることが適当である。

②平成14年10月25日付け14初教職第19号「免許外教科担任に係る事務の適正な処理について(通知)」

各都道府県教育委員会において、免許外教科担任の許可に係る具体的な審査基準を適切に定め、申請・許可の手続き及び運用を適正に行うこと。その際、単に教員の持ち時間数の調整のための免許外教科担任が行われることがないよう、また、保有している免許状の教科を担当することなく免許外教科担任が行われることがないよう、留意すること。

③平成15年10月17日付け15初教職第11号「初任者研修の適正な実施について(通知)」

初任者に免許外の教科を担当させる必要がないのに、免許外の教科を担当させることのないよう配慮すること。

④平成25年度以降毎年「教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について(通知)」

免許外教科担任についても、臨時免許状同様、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっていますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

⑤平成27年度以降毎年「教員採用等の改善に係る取組について(通知)」

免許外教科担任については、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっている趣旨に鑑み、安易な臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行わないようお願いします。

○説明会等における依頼

教員免許状の授与等件数

(平成28年度)(暫定値)

区分		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校自立教科等	計
普通免許状	専修免許状	261	1,577	4,887	6,187	225	101	20		13,258
	一種免許状	18,832	23,395	43,130	56,478	4,803	2,885	1,186	49	150,758
	二種免許状	33,681	3,676	2,060		5,980	1,240	667	6	47,310
	計	52,774	28,648	50,077	62,665	11,008	4,226	1,873	55	211,326
特別免許状			0	49	122				11	182
臨時免許状		236	3,130	1,928	2,408	584	106		13	8,405
合計		53,010	31,778	52,054	65,195	11,592	4,332	1,873	79	219,913

特別非常勤講師 (届出件数)		4,796	2,382	11,775	1,820					20,773
免許外教科担任 (許可件数)			7,190	3,760						10,950

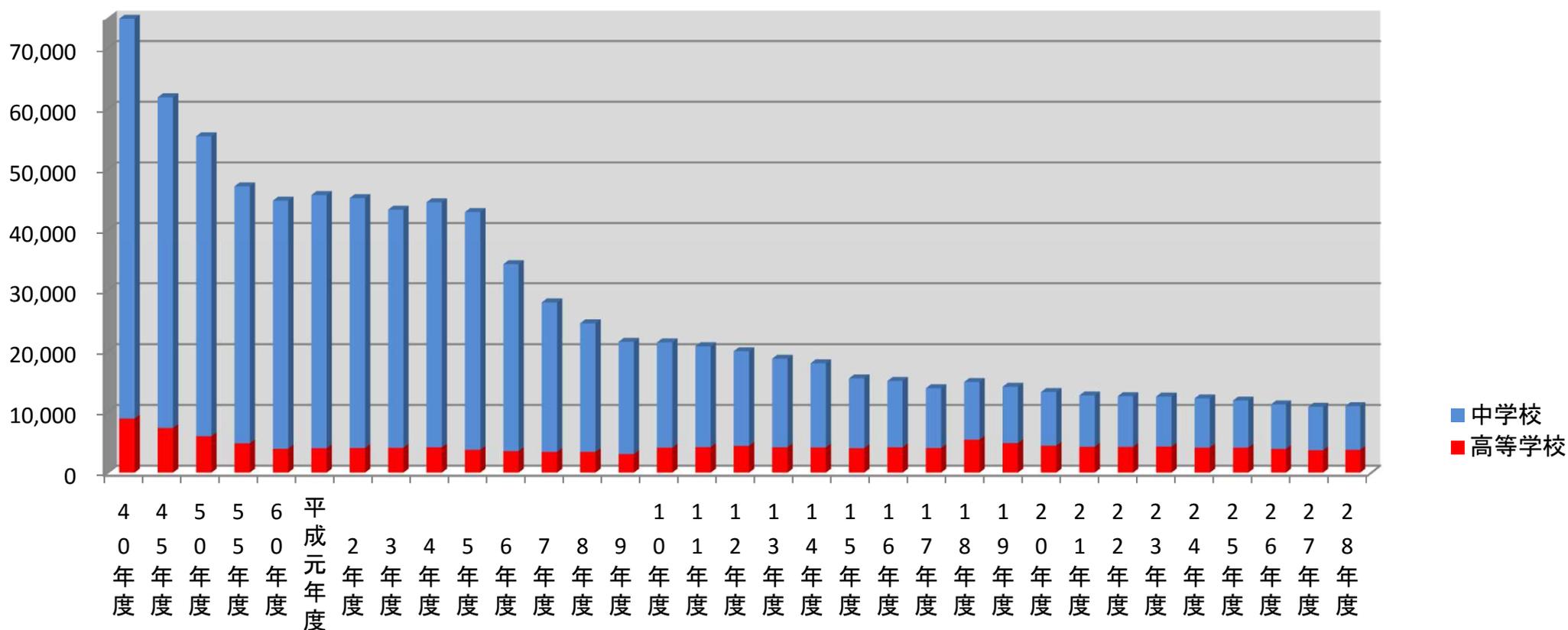
(文部科学省教職員課調べ)

免許外教科担任の許可件数（推移）

区分	昭和40年度	45年度	50年度	55年度	60年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中学校	65,919	54,528	49,451	42,378	40,927	41,751	41,212	39,263	40,407	39,217	30,713	24,593	21,164	18,471	17,345	16,602	15,586	14,604	13,868	11,506	10,933	9,849	9,512	9,290	8,829	8,466	8,377	8,269	8,112	7,769	7,346	7,171	7,190
高等学校	8,913	7,346	5,999	4,827	3,924	4,014	4,058	4,094	4,163	3,745	3,549	3,415	3,410	3,061	4,103	4,210	4,415	4,174	4,156	4,024	4,179	4,059	5,432	4,859	4,450	4,261	4,229	4,282	4,129	4,114	3,906	3,680	3,760
合計	74,832	61,874	55,450	47,205	44,851	45,765	45,270	43,357	44,570	42,962	34,262	28,008	24,574	21,532	21,448	20,812	20,001	18,778	18,024	15,530	15,112	13,908	14,944	14,149	13,279	12,727	12,606	12,551	12,241	11,883	11,252	10,851	10,950

※昭和45年度から平成9年度までの許可件数については、公立学校のみ。の件数。

免許外教科担任の許可件数



免許外教科担任の許可件数（教科別）

1. 中学校

教科	H26	H27	H28
国語	321	299	319
社会	311	271	297
数学	426	454	417
理科	247	211	198
音楽	84	96	99
美術	992	944	938
保健体育	410	409	397
保健	6	12	5
技術	2,096	2,114	2,146
家庭	2,264	2,189	2,181
職業	0	0	0
外国語	185	166	188
宗教	3	6	5
職業実習	1	0	0
職業指導	0	0	0
合計	7,346	7,171	7,190

許可件数上位5教科
家庭、技術、美術、
数学、保健体育

実技教科計 5,766件
割合 80%

上位5教科

2. 高等学校

教科	H26	H27	H28
国語	55	39	42
地理歴史	253	229	242
公民	409	374	394
数学	170	136	127
理科	61	59	64
音楽	18	19	21
美術	37	36	38
工芸	59	57	60
書道	107	105	113
保健体育	96	100	108
保健	6	6	6
情報	1,261	1,208	1,248
家庭	129	153	152
看護	26	28	15
農業	166	159	159
工業	397	340	336
商業	159	152	145
水産	115	108	121
福祉	220	212	191
商船	0	0	1
外国語	144	143	157
宗教	10	9	12
看護実習	1	0	0
家庭実習	1	0	0
情報実習	0	0	0
農業実習	0	0	2
工業実習	2	1	1
商業実習	0	0	0
水産実習	1	1	1
福祉実習	0	0	0
商船実習	0	0	0
職業指導	3	6	4
合計	3,906	3,680	3,760

許可件数上位5教科
情報、公民、工業、
地理歴史、福祉

実技教科計 1,746件
割合 46%

上位5教科

職業教科計 976件
割合 26%

免許外教科担任の許可件数（都道府県別）

都道府県名	中学校			高等学校			合計			対前年度増減	
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	増減数	増減率
1 北海道	1,228	1,082	1,009	254	252	274	1,482	1,334	1,283	-51	-3.8%
2 青森県	307	296	284	165	155	150	472	451	434	-17	-3.8%
3 岩手県	163	167	175	127	135	119	290	302	294	-8	-2.6%
4 宮城県	169	169	115	104	88	79	273	257	194	-63	-24.5%
5 秋田県	68	59	58	81	76	76	149	135	134	-1	-0.7%
6 山形県	113	137	122	83	89	82	196	226	204	-22	-9.7%
7 福島県	346	283	269	164	144	147	510	427	416	-11	-2.6%
8 茨城県	25	25	30	116	101	91	141	126	121	-5	-4.0%
9 栃木県	151	122	161	2	1	32	153	123	193	70	56.9%
10 群馬県	65	58	40	27	26	33	92	84	73	-11	-13.1%
11 埼玉県	0	0	1	3	2	3	3	2	4	2	100.0%
12 千葉県	358	383	385	93	85	94	451	468	479	11	2.4%
13 東京都	0	0	0	37	33	31	37	33	31	-2	-6.1%
14 神奈川県	144	149	141	205	173	180	349	322	321	-1	-0.3%
15 新潟県	158	148	132	155	161	162	313	309	294	-15	-4.9%
16 富山県	58	59	63	94	90	82	152	149	145	-4	-2.7%
17 石川県	78	77	77	175	169	191	253	246	268	22	8.9%
18 福井県	109	103	95	7	8	9	116	111	104	-7	-6.3%
19 山梨県	71	45	60	35	32	33	106	77	93	16	20.8%
20 長野県	61	60	52	260	239	197	321	299	249	-50	-16.7%
21 岐阜県	335	331	347	121	96	102	456	427	449	22	5.2%
22 静岡県	378	341	377	161	142	125	539	483	502	19	3.9%
23 愛知県	137	129	126	84	79	69	221	208	195	-13	-6.3%
24 三重県	77	68	77	69	58	66	146	126	143	17	13.5%
25 滋賀県	14	11	9	32	30	32	46	41	41	0	0.0%
26 京都府	54	57	50	10	11	8	64	68	58	-10	-14.7%
27 大阪府	134	112	112	28	28	24	162	140	136	-4	-2.9%
28 兵庫県	271	245	239	15	21	13	286	266	252	-14	-5.3%
29 奈良県	17	12	10	2	3	5	19	15	15	0	0.0%
30 和歌山県	260	269	252	118	107	129	378	376	381	5	1.3%
31 鳥取県	6	7	4	46	48	47	52	55	51	-4	-7.3%
32 島根県	28	29	35	46	44	44	74	73	79	6	8.2%
33 岡山県	20	17	12	14	17	16	34	34	28	-6	-17.6%
34 広島県	221	292	447	125	119	96	346	411	543	132	32.1%
35 山口県	147	175	171	161	153	194	308	328	365	37	11.3%
36 徳島県	218	213	217	88	91	91	306	304	308	4	1.3%
37 香川県	145	125	128	36	33	33	181	158	161	3	1.9%
38 愛媛県	163	142	133	55	49	46	218	191	179	-12	-6.3%
39 高知県	134	126	143	55	63	70	189	189	213	24	12.7%
40 福岡県	46	50	54	70	64	68	116	114	122	8	7.0%
41 佐賀県	2	2	5	29	28	26	31	30	31	1	3.3%
42 長崎県	100	94	115	85	83	86	185	177	201	24	13.6%
43 熊本県	172	165	159	42	38	41	214	203	200	-3	-1.5%
44 大分県	238	237	252	63	61	70	301	298	322	24	8.1%
45 宮崎県	164	210	202	23	46	75	187	256	277	21	8.2%
46 鹿児島県	96	90	69	19	16	15	115	106	84	-22	-20.8%
47 沖縄県	97	200	176	122	93	104	219	293	280	-13	-4.4%
合計	7,346	7,171	7,190	3,906	3,680	3,760	11,252	10,851	10,950	99	0.9%

上位5県

下位5県

免許外教科担任許可の実態について（教育委員会への調査から）

1. 許可の理由

・当該教科の担当教員がない場合の許可の理由

- ①定数内では全教科の免許を持った教員を配置できないため:85%
- ②免許保有者が病気休暇や育児休業中であるため:64%

・当該教科の担当教員がいる場合の許可の理由

- ①教員間の持ち時間数の平準化:15%
- ②校務分掌も含めた勤務時間の平準化:32%
- ③少人数指導・TTを行うため:40%
- ④特別支援教育や外国人児童生徒への指導のため:45%
- ⑤その他(特定分野の指導のため 等)

2. 免許外教科担任の解消に向けた取組等

・教育委員会の取組

- ①免許外教科担任の許可基準の厳格化:17%
- ②免許外教科担任の許可を減らすための学校に対する指導:57%
- ③非常勤講師、退職者等の採用による人材活用:83%
- ④採用時における複数免許状所持者の優遇、現職教員による複数免許状取得の促進:45%
- ⑤人事異動、配置等の配慮:77%
- ⑥校務分掌、時間割等の配慮:30%
- ⑦当該免許を保有する教員の複数校併任:45%
- ⑧希少免許教科を保有する教員の計画的な採用:40%

・その他の具体的な取組み(個別意見の件数)

- ①非常勤講師の活用:28 ②指導・周知:23 ③計画的な配置:14 ④兼務発令:14
- ⑤教員採用試験での加点:12 ⑥認定講習等の周知:4 ⑦大学への働きかけ(養成):2 ⑧再任用の活用:1

・国への要望(個別意見の件数)

- ①定数増:16 ②大学での複数免許取得:10 ③現職教員の複数免許取得支援:6 ④文書による通知
- ⑤希少免許の教員資格認定試験の実施 ⑥特別支援教育への対応

免許外教科担任の許可に関する閣議決定

○規制改革実施計画(平成29年6月29日閣議決定)

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(1)規制改革の観点と重点事項

ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

④ IT時代の遠隔教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	<p>a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。</p> <p>b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置</p>	文部科学省